

令和5年 3月30日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

マルト建設 株式会社
福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田 565

2 指名停止期間

令和5年3月30日 ～ 令和5年7月29日（4ヵ月）

3 指名停止の理由

マルト建設株式会社の代表取締役は、福島県会津農林事務所発注の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額情報の見返りに飲食等の接待を提供したとして、令和5年1月23日、贈賄の疑いで福島県警に逮捕され、同年2月13日、贈賄の罪で福島地方検察庁に起訴された。

また、同社の取締役は、福島県職員から入手した設計金額を別の会社に伝えて公正な入札を妨害したとして、同年2月13日、公契約関係競売入札妨害の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第3号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑によりされ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第2号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課 契約適正化専門官